

令和元年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分 市町の別	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市計	26,198	12,327	13,871
町計	3,277	1,648	1,629
県計	29,475	13,975	15,500

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	200,933,505	198,433,488
	機械及び装置	687,420,224	662,806,611
	船舶	17,335,378	8,366,981
	航空機	4,007	4,007
	車輛及び運搬具	5,383,102	5,326,119
	工具、器具及び備品	117,014,567	116,344,497
	小計	1,028,090,783	991,281,703
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	409,334,984	374,508,503
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	22,382,798	21,980,727
	小計	431,717,782	396,489,230
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,459,808,565	1,387,770,933
同内 上訳	市町分の額		1,387,770,933
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	186,708,816	184,421,217
	機械及び装置	631,342,003	608,214,277
	船舶	15,191,535	7,593,015
	航空機	4,007	4,007
	車輛及び運搬具	4,965,437	4,909,168
	工具、器具及び備品	110,452,386	109,843,246
	小計	948,664,184	914,984,930
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	264,486,954	231,434,200
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	22,015,483	21,621,108
	小計	286,502,437	253,055,308
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,235,166,621	1,168,040,238
同内 上訳	市町分の額		1,168,040,238
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	14,224,689	14,012,271
	機械及び装置	56,078,221	54,592,334
	船舶	2,143,843	773,966
	航空機		
	車輛及び運搬具	417,665	416,951
	工具、器具及び備品	6,562,181	6,501,251
	小計	79,426,599	76,296,773
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	144,848,030	143,074,303
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	367,315	359,619
	小計	145,215,345	143,433,922
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計		224,641,944	219,730,695
同内 上訳	市町分の額		219,730,695
	県分の額		